

健康保険 限度額適用認定 申請書 記入の手引き

入院等で医療費が自己負担限度額を超えそうな場合にご使用ください。
窓口でのお支払いが一定の金額までとなる認定証を交付します。

マイナ保険証をご利用いただくことで、限度額認定証の提示は不要となります

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナ保険証として医療機関等を受診できます。また、窓口での保険診療分のご負担が自己負担限度額までとなりますので、限度額適用認定証の提示は不要となります。ぜひ、マイナ保険証をご利用ください。
※オンライン資格確認を導入していない医療機関等で受診される場合や、協会けんぽにマイナンバーの登録が行われていない場合は、限度額適用認定証を医療機関等の窓口へ提示いただく必要があります。

注意事項

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録することで、マイナ保険証として医療機関等を受診できます。

● 提出不要の方

70歳以上75歳未満で標準報酬月額26万円以下の方と83万円以上の方は「高齢受給者証」を提示することにより、医療機関の窓口での負担が自己負担限度額までとなります。

● 被保険者が非課税の方

70歳未満の方で、「区分：ウ」および「区分：エ」の場合ならびに70歳以上75歳未満の方で、「区分：一般」の場合のうち、被保険者の市区町村民税が非課税などによる低所得者の方は、「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」(別様式)をご提出ください。

● 有効期間

申請月の初日(健康保険加入月に申請された場合は資格取得日)から**最長1年間**となります。(有効期間の初日を申請月の初日より前にすることはできません)

なお、令和9年8月には被保険者の所得区分の見直しが予定されているため、令和8年8月より交付される限度額適用認定証は令和9年7月31日まで使用いただけます。その後も必要な場合は、令和9年8月以降にご申請いただきますようお願いいたします。

自己負担限度額 令和8年8月から令和9年7月まで(令和9年8月以降については厚生労働省ホームページをご覧ください)

※令和8年7月以前の自己負担限度額については協会けんぽホームページをご覧ください。

医療機関に限度額適用認定証を提示することで、同一の月において、医療機関ごとの窓口での一部負担金等の支払額が下記の自己負担限度額まで(※1)となります。

なお、同じ医療機関であっても、①内科入院、②医科外来、③歯科入院、④歯科外来に分けて(※2)計算します。

● 70歳未満の方

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数回該当(※3)
区分：ア (標準報酬月額83万円以上の方)	270,300円+(総医療費-901,000円)×1%	140,100円
区分：イ (標準報酬月額53万~79万円の方)	179,100円+(総医療費-597,000円)×1%	93,000円
区分：ウ (標準報酬月額28万~50万円の方)	85,800円+(総医療費-286,000円)×1%	44,400円
区分：エ (標準報酬月額26万円以下の方)	61,500円	44,400円

● 70歳以上75歳未満の方

被保険者の所得区分		自己負担限度額		多数回該当(※3)
		個人ごと(外来)	世帯ごと(入院を含む)	
現役並み所得者	区分：現役並みⅢ (標準報酬月額83万円以上で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)	270,300円+(総医療費-901,000円)×1%		140,100円
	区分：現役並みⅡ (標準報酬月額53万~79万円 で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)	179,100円+(総医療費-597,000円)×1%		93,000円
	区分：現役並みⅠ (標準報酬月額28万~50万円 で 高齢受給者証の負担割合が3割の方)	85,800円+(総医療費-286,000円)×1%		44,400円
	区分：一般 (現役並み・低所得者以外の方)	22,000円	61,500円	44,400円

※1 保険外負担分(差額ベッド代など)や、入院時の食事負担額等は対象外となります。

※2 上記①②③④ごとに、70歳未満の方は、自己負担額21,000円以上のもの、および70歳以上75歳未満の方は、自己負担を伴うものが複数あると、高額療養費支給申請書の提出が必要な場合があります。

※3 診療月以前から1年間に3回以上の高額療養費の支給を受けた(受けられる)場合は、多数回該当となり4回目から自己負担限度額が軽減されます。

次ページに記入例があります。➡

ご提出・お問い合わせ先

申請書のご記入後は、協会けんぽ都道府県支部に郵便でご提出ください。

*各支部の所在地・電話番号などは、協会けんぽホームページをご覧ください。



協会けんぽ

検索



- ・申請書は、楷書で枠内に丁寧に記入ください。記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 アイウ
- ・生年月日、日付が一桁の場合は、左のマスを0で埋めてください。
- ・訂正される場合は、訂正箇所を黒塗りし、欄外に正しい内容をご記入ください。

1

資格情報のお知らせ等に記載されている記号と番号をご記入ください。
※枝番は記入不要です。



資格情報のお知らせ

2

被保険者のマイナンバーは、①の記号と番号が不明の場合のみご記入ください。
被保険者のマイナンバーを記入した場合は、以下の添付書類が必要です。
㊦㊧の両方を本人確認書類貼付台紙(※)に、貼付のうえ、申請書に添付してください。

㊦ 身元確認を行うための書類 (いずれか1点)

- ・被保険者の個人番号カード(表面)のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー、その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー

㊧ 番号確認を行うための書類 (いずれか1点)

- ・被保険者の個人番号カード(裏面)のコピー、被保険者のマイナンバーが記載された住民票か住民票記載事項証明書

(※) 協会けんぽのホームページでダウンロードすることができます。

なお、代理人(被保険者より委任状等を受け取っている方や法定代理人)が申請される場合は、代理権の確認、代理人の身元確認が必要になります。詳しくは、協会けんぽのホームページをご確認ください。

上記、添付書類は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に定められています。

3

被保険者の氏名をご記入ください。機械(OCR)処理をしますので、必ず氏名(カタカナ)もご記入ください。

4

療養する方の氏名(カタカナ)、生年月日をご記入ください。

5

自宅での受け取りができない場合などにご記入ください。
不備等により書類をお返しする場合もこの送付先に送付します。

健康保険 限度額適用認定 申請書		限
入院等で医療費が自己負担限度額を超えそうな場合にご利用ください。なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。		
記号(左づめ)	番号(左づめ)	生年月日
記号・番号	2 1 7 0 0 0 2 3 2 1	1 6 1 0 1 2 2
個人番号(マイナンバー)		
氏名(カタカナ)	キョウカイ タロウ	
氏名	協会 太郎	
郵便番号(ハイフン除く)	1 0 5 0 0 0 0	電話番号(左づめハイフン除く) 0 9 0 × × × × × × × × ×
住所	東京 港区 1-1 △△マンション101	
氏名(カタカナ)	キョウカイ タロウ	
生年月日	1 6 1 0 1 2 2	
郵便番号(ハイフン除く)	1 0 2 0 0 0 0	電話番号(左づめハイフン除く) 0 9 0
住所	東京 千代田区 △△ 1-1	
宛名	株式会社 ○○○○○○○○ 総務課 ○○△△	
被保険者以外の方が申請する場合にご記入ください。	被保険者との関係	申請代行の理由
氏名		1. 被保険者本人が入院中で外出できないため 2. その他
電話番号(左づめハイフン除く)		
備考		
社会保険労務士の提出代行名記入欄		
以下は、協会使用欄のため、記入しないでください。		
MN確認(被保険者)	同時申請	協会使用欄は記入不要です。
2 3 0 1 1 1 0 3	その他	枚数
全国健康保険協会 協会けんぽ		
(2026.6) 1 / 1		